

川崎市交通局契約関係資料の公表に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)の規定に基づき締結する契約の関係資料の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表資料等)

第2条 公表資料及び公表方法等については別表のとおりとし、公表対象契約は、交通局経理課において締結する契約とする。

附 則

(施行期日)

1 本要領は、平成14年7月22日から施行する。

(川崎市交通局競争入札執行状況の公表に関する要領の廃止)

2 川崎市交通局競争入札執行状況の公表に関する要領(平成10年11月1日施行)は廃止する。

附 則

本要領は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

本要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表

	資 料 名	種別	対象金額等	公表時期	公表方法	公表期間	
1	川崎市交通局 契約事務関係規程			常 時		常 時	
2	落札結果	2	入札案件及び一定金額を超える随意契約案件（参照）	落札者決定後	交通局経理課での閲覧 （参照）	作成年度の翌年度末まで	
3	契約結果			契 約締結後 （参照）			
4	年間発注予定 工事一覧	1	概算金額250万円を超える工事	当該年度			
5	一般競争入札実施のお知らせ			公告後			
6	工事請負契約 指名理由書		概算金額250万円を超える指名競争入札案件	落札者決定後			
7	積算内訳書		概算金額250万円を超える工事				
8	随意契約理由書		概算金額250万円を超える工事				
9	変更契約調書			概算金額250万円を超える工事で金額変更を伴う変更の場合			変更契約締結後
10	要綱・要領等で 公表する旨 規定されているもの		2				公 表 決定後

種別欄の数字は次のとおりとする。

1・・・工事請負契約

2・・・工事請負契約、業務委託契約、製造請負又は物件買入れ契約等

2の随意契約対象案件は次のとおりとする。

予定価格100万円（リースの場合は予定価格80万円、売払いの場合は予定価格50万円）を超える案件

3の公表時期は次のとおりとする。

原則として、契約締結日の属する月の翌月の上旬

2、4及び5については、交通局入札情報ホームページにおいても公表するものとする。

要綱・要領等で公表方法等が定められているものについてはその定めに従うものとする。